

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 三六
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三六
- 一般競争入札を行う件 三六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三六
- 福島県教育委員会 三六
- 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 三六

告 示

福島県告示第六百一号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。
 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。
 令和三年八月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 環境省福島地方環境事務所 所長 秦 康之
 福島県福島市栄町十一番二十五号AXXCビル六階
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

3 福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森百三十七番二 外七十筆
産業廃棄物処理施設の種類

8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設 二基

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(一) 廃プラスチック類

(二) 紙くず

(三) 木くず

(四) 繊維くず

5 申請年月日

令和三年六月二十三日

6 縦覧場所

(一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

富岡町生活環境課

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一

大熊町環境対策課

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平千七百七十七番

大熊町役場いわき出張所

福島県いわき市好間町下好間字鬼越十八番

大熊町役場会津若松出張所

福島県会津若松市インター西百一十一番

大熊町役場中通り連絡事務所

福島県郡山市希望ヶ丘十一番十号

双葉町いわき事務所

福島県いわき市東田町二丁目十九番地の四

双葉町郡山支所

福島県郡山市朝日一丁目二十番地二号

双葉町埼玉支所

埼玉県加須市騎西三十六番地一 加須市騎西総合支所内
浪江町住民課

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

7 縦覧期間及び縦覧時間

令和三年八月三十一日から令和三年九月三十日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後

五時まで

二 意見書の提出に係る事項

1 提出期限

公告

(社会福祉課)

事業所の名称	サンキュー薬局すわまち店
事業所の所在地	須賀川市諏訪町七一
事業者の名称	有限会社サンキュー薬局
事業者の主たる事務所の所在地	石川郡石川町双里字本宮七一
指定年月日	令和三年七月一日
サービスの種類	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第六百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月三十一日

- 令和三年十月十四日
- 2 提出先
福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）
（一）提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（二）対象事業の名称
（三）具体的な利害関係の内容
（四）生活環境の保全上の見地からの意見
- （産業廃棄物課）

公告第170号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 入札に付する事項
- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
 - 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - 供給期間 令和4年1月1日から同年12月31日まで
 - 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす

者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年9月27日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年9月27日(月)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年8月31日(火)から同年9月27日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月20日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年9月10日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和3年10月11日(月)午前10時
 - (2) 場所 自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年10月8日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を控除した金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

同 近内 國男 同 郡同 町大字根本字仲平七〇番地の一
 同 影山 久平 同 郡同 町大字春田字蟹沢一七二番地
 監事 柳沼 学 同 郡同 町大字鷹巣字日影八二番地の二
 同 大内 大和 同 郡同 町大字貝山字山崎四七番地
 同 鳴原 実 同 郡同 町字北町一五三番地

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十七号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表福島県立大笹生支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立だて支援学校			伊達市
高等部	中学部	小学部	
普通科			

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)